

鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報の公表

鳥取県警察では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しています。

今般、次世代育成支援対策推進法第19条第6項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づき、当該計画の実施状況を次のとおり公表します。

1 警察官に占める女性警察官の割合

（毎年4月1日現在）

【目 標】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
令和12年4月1日までに 14%	12.2%	12.7%	12.9%	12.8%	13.1%

〔旧推進計画（令和2年度～令和6年度）による目標値：令和7年4月1日までにおおむね13%〕

【採用に関する取組】

令和4年度

- 警察官（男性、女性）の資格加点にベトナム語とスペイン語を追加
- 警察官（武道）の性別の区分を廃止

令和5年度

- 警察官（男性、女性）の資格加点に公認心理師と臨床心理士を追加

令和6年度

- 警察官（大卒程度）のサイバー犯罪捜査官採用試験を年2回に拡大

令和7年度

- 警察官（男性、女性）の資格加点に拳銃を追加
- 鳥取県警察採用情報公式Instagramを開設

2 年次有給休暇等の平均取得日数

【目 標】	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年間20日以上	17.7日	18.8日	19.4日	19.3日	18.2日

〔旧推進計画（令和2年度～令和6年度）による目標値：年間17日以上〕

【休暇の取得促進のための取組】

令和3年度～令和7年度

- 毎月、休暇取得状況を各所属にフィードバックし、目標に対する進捗状況を意識付け

令和3年度～令和7年度

- 年末年始、GW、盆等における連続休暇の取得を促進

3 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率

【目 標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計5日以上の取得率 100%	98.6%	96.8%	100.0%	92.3%	90.0%

〔旧推進計画（令和2年度～令和6年度）による目標値：合計4日以上の取得率100%〕

【男性職員の育児参加促進のための取組】

令和3年度～令和7年度

- 職員が利用できる休暇制度に関する執務資料を発出し、全職員に共有

令和3年度～令和7年度

- 配偶者が妊娠・出産したことを把握した時点で、本人・直属の上司等に特別休暇の種別や取得可能期間を周知

4 男性職員の育児休業取得率

【目 標】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2週間以上の取得率85%	85.1%	63.1%	116.9%	91.0%	90.0%

〔旧推進計画（令和2年度～令和6年度）による目標値：60%〕

【男性職員の育児休業取得促進のための取組】

令和3年度～令和6年度

- 3歳未満の子を養育している男性職員の中で、特に1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、育児休業の計画的な取得を奨励
- 育児休業を取得した男性職員を対象とする育児休業に関するアンケートを実施

令和4年度・令和5年度・令和7年度

- 第1子が生まれた男性職員及び第1子が生まれる予定の男性職員を対象とした「子育て研修」を開催

令和5年度～令和7年度

- 各年度内に子が出生したが、育児休業を取得しなかった職員を対象にアンケートを実施

令和7年度

- 育児休業を取得した職員に代わって業務を実施した職員に対して勤勉手当の成績率を加算

5 職員一人当たりの月平均時間外勤務時間

【目 標】	令和7年度
月平均18時間以内	19.2時間

【時間外勤務縮減のための取組】

令和7年度

- 目標設定、時間外勤務の上限設定の趣旨等を周知する執務資料を発出し、全職員に共有